

平成16年度 11月補正予算案主要事項

< 1 地域の再建 >

部局名	事業名	所要額 (千円)	財源		事業概要	備考
			特定財源	一般財源		
土木建築部	地域再建被災者住宅等支援事業費	2,026,600	0	2,026,600	地域再建被災者住宅等支援補助金(2,000,000千円) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援金に加え、被災した住宅本体等の再建に要する経費を補助する府独自の制度を創設 < 助成限度額 > ・全壊 300万円 ・大規模半壊 200万円 ・半壊 150万円 ・床上浸水等 50万円 地域再建被災者住宅等支援融資(26,600千円) 住宅の建設、修繕等を行うり災者に対して住宅等再建融資制度を創設 ・建設・購入の場合：5年間無利子(6年目以降1.9%)、限度額700万円、25年償還(3年据置) ・修繕・改良の場合：5年間無利子(6年目以降1.9%)、限度額450万円、10年償還(3年据置)	現行制度 ・利率3.0% ・利率2.9%
保健福祉部	災害援護資金貸付事業費	390,000	起 260,000	130,000	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災者に対し350万円を限度に市町村を通じ融資	
保健福祉部	緊急生活支援資金無利子貸付事業費 (生活福祉資金)	-	-	-	・被災した低所得者世帯を対象に、府独自に融資制度を拡充 拡充内容：金利3%を無利子、据置期間を1年から2年に延長	債務負担行為 ～26 2,000千円
保健福祉部	緊急生活支援資金無利子貸付事業費 (母子寡婦福祉資金)	-	-	-	・被災した母子・寡婦世帯を対象に、府独自に融資制度を拡充 拡充内容：金利3%を無利子、住宅資金については、据置期間を半年から2年に延長	
保健福祉部	災害弔慰金	39,375	国 26,250	13,125	・災害により亡くなられた方の遺族に対し、災害弔慰金を支給 生計維持者：500万円、その他：250万円	
保健福祉部	被災高齢者介護サービス緊急利用支援事業費	4,400	国 2,900	1,500	・災害救助法適用市町村に居住する要介護高齢者が、2次避難先として介護サービス事業所を利用した場合の利用料に対する助成	

平成16年度 11月補正予算案主要事項

部局名	事業名	所要額 (千円)	財源		事業概要	備考
			特定財源	一般財源		
保健福祉部	緊急救助活動費	460,000	国 244,000 繰入 216,000	0	・「災害救助法」に基づき、支援物資の提供や日常生活に係る障害物の除去等を実施	
総務部	府税の減免、徴収猶予等	-	-	-	・被災者を対象に府税の減免、納税の猶予、期限延長等の特例措置を実施	
共通	手数料等の減免	-	-	-	・各種証明証や免許状の再発行等、被災により再取得を余儀なくされた場合や事業活動の再開のために必要な手続きに係る各種手数料等を減免	
共通	府立学校授業料等の減免	-	-	-	・府立学校・府大学に通う被災生徒・学生を対象に授業料、入学金及び入学審査料を減免	
計		2,920,375	749,150	2,171,225		